

尼崎市監査公表第9号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年6月5日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	津	田	加	寿男
同	前	迫	直	美

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	資産統括局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成26年3月24日
3 措 置 通 知 日	平成26年4月25日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>切手交換資金について</u> 郵送による税務証明の発行申請で、手数料が郵便切手で送付された場合、手数料収納のためには、その切手を現金化する必要がある。その現金化の資金として、税務管理課に現金10,000円が交付されている。また、その現金と交換した切手は、文書担当課で、現金と交換し、当該資金に戻すこととなっている。 しかしながら、税務管理課では、平成19年に、この資金全額を切手に換え、平成25年9月まで、目的外使用となる事務文書送付に使用していた。その結果、本来10,000円の資金が手元にあるべきところ、1,260円分の切手が残るだけとなっている。 (税務管理課) <指導の要点> 切手交換資金等の現金については、その目的や用途を十分に理解した上で、慎重に取り扱うとともに、管理監督者は、その取扱を十分にチェックすること。	
5 措 置 の 内 容 現在、切手によって手数料が支払われた場合は、切手を申請者に返送し、定額小為替を再度送付するように依頼しており、切手交換資金を使用する機会がなくなったため、切手交換資金の10,000円は速やかに会計管理室に返金した。 なお、現金の取扱いを慎重に行うため、平成25年11月分から釣銭資金の受払簿の様式を変更して、毎日定額小為替の受払い状況を確認して記載し、毎月末に課長の確認を受けるようにしている。現金の取扱いについてのマニュアルを整備し、今後は担当者間の事務の引継ぎも徹底する。	

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	選挙管理委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成26年3月24日
3 措 置 通 知 日	平成26年4月 4日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>契約事務について</u> 尼崎市契約事務規程では、所管課で物品購入契約ができる範囲を10万円以下と定めている。しかしながら、兵庫県知事選挙及び参議院議員通常選挙の無線LANアクセスポイント購入等において、所管課限りで物品購入契約を行えるよう、購入額を分割している事例があった。 <指導の要点> 分割発注は専決権を逸脱するものであり、今後は関係法令等を遵守し、適正に契約事務を行うこと。
5 措 置 の 内 容	今回の指摘事項を局内の職員に改めて周知し、契約事務手続きについての認識を深めた。 また、今後は物品等の在庫数を把握し、契約事務規程や契約事務の手引き等の関係法令を遵守し、適正に契約事務を行う。